

岬町多奈川地区整備促進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岬町多奈川地区整備促進協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の事業に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大阪府政策企画部成長戦略局空港政策グループ課長補佐をもって充てる。
- 3 事務局員は、大阪府政策企画部成長戦略局空港政策グループの職員をもって充てる。
- 4 事務局に、協議会業務に関する経費支出の審査を行うため、経費支出審査員を置く。経費支出審査員は、大阪府政策企画部成長戦略局の会計員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。